

こどもの発達センター ひいらぎ 訪問支援事業等検討資料 (概要)



「健康」応援都市 西東京市

健康福祉部健康課



1 事業目的

- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害児支援に係る保健・医療・教育等の関係機関の連携

2 平成 30 年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しを見据えた今後の取組

- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

☞ 西東京市 こどもの発達センター ひいらぎ では

- ✓ これまで独自の訪問支援に加え、児童発達支援サービス事業（法定事業）である「保育所等訪問支援事業 ※」の展開につき検討を開始する。

※児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項

- ✓ 利用者目線での事業の有効性等を分析

1. 基本指針見直しの主なポイント(第81回部会(10月19日)資料より)

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

(3) 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

(5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

(6) 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

3. その他の基本指針見直しポイント

- ・障害を理由とする差別の解消の推進(資料2-3-2)
- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援(資料2-3-3)
- ・難病患者への一層の周知(資料2-3-5)
- ・意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方(資料2-3-7)
- ・情報公表制度による質の向上(資料2-3-8)
- ・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実(資料2-3-9)
- ・障害福祉人材の確保(資料2-3-10)

2. 基本指針への主な反映

- 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映(資料2-2)
- 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」へ反映(資料2-2)
- 地域生活支援拠点に求められる機能等について追記(資料2-2)
- 基幹相談支援センターの更なる設置促進や主任相談支援専門員の確保について追記(資料2-3-6) など

- 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映(資料2-2)
- 保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載(資料2-2) など

- 地域住民が主体的に地域作りに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築の重要性等について追記(資料2-3-1) など

- 発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について追記(資料2-3-4)
- 活動指標に、発達障害者地域支援協議会の開催回数等を追加(資料2-2、資料2-3-4) など

障害児支援の体系④～保育所等訪問支援～

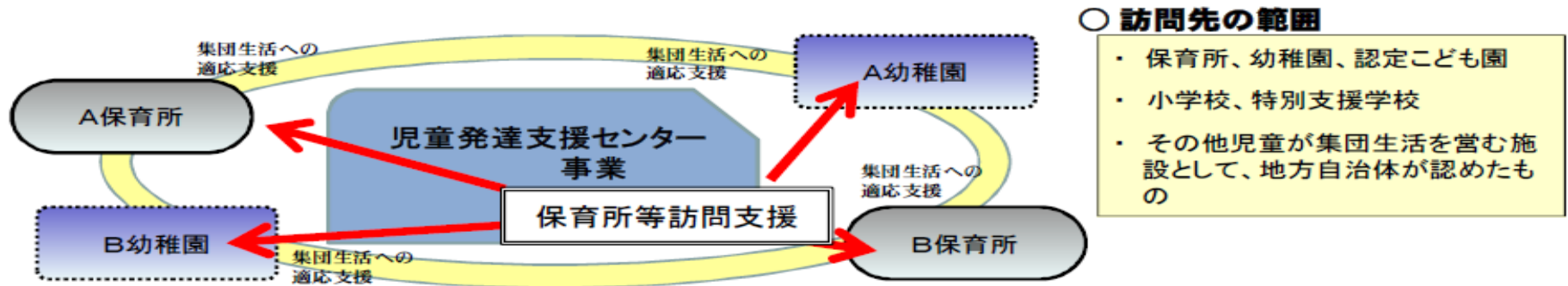
○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

8 出典 厚生労働省資料

保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所で行われる障害特性に応じた専門的な支援を保育所等において実施するものである。

○ 具体的には、通所給付決定保護者に係る障害児に対する直接支援と保育所等の職員に対する支援方法の助言等の間接支援を行う。

○ なお、支援の提供に当たっては、保育所等訪問支援計画に沿った支援が提供されるよう、必要な時間を確保する必要がある。

現在の訪問支援内容

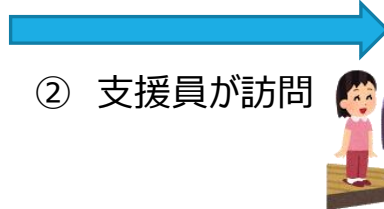


児童発達支援サービス施設

① 幼稚園・保育園等からの相談



② 支援員が訪問



「保育所等訪問支援事業」との違い

- 法律に基づかない市独自サービス
- 施設間での相談対応（保護者からの相談による支援の場合もある）
- 利用料金の発生はない。

訪問実績（延べ件数）

施設	平成27年度（実件数）		平成28年度（実件数）	
私立保育園	23件	(10件)	20件	(14件)
公立保育園（直営）	4件	(3件)	4件	(4件)
公立保育園（民営）	4件	(3件)	6件	(4件)
認証保育所	6件	(5件)	3件	(3件)
幼稚園	18件	(14件)	19件	(14件)
幼稚園類似施設	3件	(2件)	0件	
合計	58件	(37件)	52件	(39件)
児童数	188人	(169人)	279人	(235人)
うち ひいらぎ事業利用者以外	58人	(51人)	100人	(91人)

＜主な相談内容＞

- ・落ち着きがない、座ってられない、集団行動から外れる
- ・お友達に手が出る、噛むなど他害がある または自傷がある
- ・理解力が弱い、周りの子を見ながら動いていて指示がわかっていない様子
- ・目が合わない
- ・遊びが幼い、友達と遊べない
- ・からだの動きが心配（運動が苦手 体が柔らかい 運動発達の遅れ）
- ・発音がよくない 何を言っているか聞き取りにくい
- ・発話の内容が幼い
- ・制作や書字などが他児と比べてうまくできない
- ・ひいらぎグループ利用児童の具体的な支援方法
- ・食事、トイレ、着脱などの生活習慣の取り組みの仕方 など